

有資格者の2級格付 年齢要件緩和 4月から

昨年の高教組と県教委との定期交渉の結果、今年の4月から、実習教諭・寄宿舍指導員の格付年齢要件が50歳から48歳に引き下げとなりました。これは、昨年4月の教員免許を所持していない場合の55歳から53歳に年齢要件の引き下げに続き、2年連続で定期交渉で勝ちとった成果です。

実習教諭・寄宿舍指導員の2級昇格要件

【実習教諭】 号給、経験年数、年齢及びその他の要件をすべて満たすこと

要件	号給※	経験年数	年齢	その他
内 容	1級105号給	大卒20年 短大卒23年 高校卒26年	なし	① 以下に掲げる普通免許状のうちいずれかを所有 ア 免許法第4条第5項第2号に定める普通免許状（高等学校の教科） イ 規則第63条第4項に定める普通免許状（理療、理容及び特殊技芸） ウ 規則63条の2第3項に定める普通免許状（自立活動教育）
			48歳以上	② 以下に掲げる科目をすべて修得 ア 規則第5条に定める理科の教科に関する科目5単位以上 イ 規則第6条に定める教職に関する科目5単位以上
				③ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有し、かつ、規則第64条第2項第3号に定める科目のうち人事委員会内規で定める科目の単位を6単位以上修得
内 容	1級125号給	大卒25年 短大卒28年 高校卒31年	53歳以上	従事する実験又は実習に関し、以下に掲げる科目を合わせて10単位以上修得 ア 規則第5条に定める教科に関する科目 イ 規則第6条に定める教職に関する科目 ウ 規則第7条に定める特別支援教育に関する科目

【寄宿舍指導員】 号給、経験年数、年齢及びその他の要件をすべて満たすこと

要件	号給※	経験年数	年齢	その他
内 容	1級105号給	大卒20年 短大卒23年 高校卒26年	48歳以上	① 免許法第4条第1項に定める普通免許状（教諭、養護教諭又は栄養教諭）所有
				② 児童福祉法第18条の6に定める保育士資格所有
内 容	1級125号給	大卒25年 短大卒28年 高校卒31年	53歳以上	① 栄養士法第2条に規定する栄養士免許所有
				② 以下に掲げる科目を合わせて10単位以上修得 ア 規則第3条から第5条までに定める教科に関する科目 イ 規則第6条に定める教職に関する科目 ウ 規則第7条に定める特別支援教育に関する科目

※号給要件：当該号給を受けるに至ってから、12月を経過すること。